

**豊前市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

目 次

1. 計画の趣旨・現状(1 ページ)
2. 目標(2 ページ)
3. 計画の期間(2 ページ)
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容(2ページ)
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて(5 ページ)

1. 計画の趣旨・現状

(1)計画の趣旨

本計画は、学校における教職員が健康で意欲をもって職務に従事できるよう、業務量の適切な管理と健康確保措置を計画的かつ継続的に推進することを目的として策定するものである。

近年、教職員を取り巻く業務は多様化・複雑化し、心身への負担が増大しやすい状況にある。このため、業務実態の把握と勤務時間の適正管理を徹底するとともに、健康面のリスクを未然に防ぐための組織的な取組が求められている。

以上のような状況を踏まえ、本計画では、業務量の見直し・縮減、働き方の改善、健康確保に係る支援体制の強化など、具体的な措置を示し、職場環境の改善と教職員の健康保持増進を図ることを目指すものである。

もって、すべての教職員が安心して働くことができる職場づくりを進めるとともに、教育・行政サービスの質の向上につなげることを趣旨とする。

(2)豊前市の現状

- 豊前市では、令和3年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「豊前市立学校管理規則第21条」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、豊前市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年平均 (月当たり)	月 45 時間を 超える割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	24.9時間	18.2%	0.6%
中学校	22.3時間	22.6%	2.6%

- 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小中ともに 10%以上と多い。児童生徒の個別対応や教育課題の多様化など業務の負担感が大きくなっており、業務の効率化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- 以上のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号)第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における時間外在校等時間を 360 時間以内にする。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年次有給休暇の取得促進
 - 年間の平均取得日数を、小学校:15 日以上、中学校:15 日以上にする。
(参考:令和 7 年数値 小:12 日、中:12 日)
- ・ ストレスチェックの改善
 - 高ストレス者の割合を、小学校 10%、中学校 20%まで減少させる。
(参考:令和7年度数値 小学校:11.1%、中学校:25.3%)
 - 健康リスクの値を 100 以下に維持する。(参考:令和7年度数値:84)
- ・ 働きがいの向上
 - 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

豊前市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ. 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは行わない。
- 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- 学級費をはじめとする徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入ができるか(公会計化)を検討する。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 地域学校協働活動に係る組織及び運営について、関係部署で検討する。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 県のスクールロイヤー制度の周知徹底を図る。

□. 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

⑦ ICT の推進

- ICT 支援員を活用しながら、事務職員が中心となって ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理を行う。

⑧ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- 一部の学校を除き水泳指導授業を民間事業者に委託しているが、市民プールで行う水泳指導授業についても外部委託を目指す。プールがある学校では、教師が日常点検を担っているが、外部委託を検討する。
- 体育館等の施設・設備の地域開放については、学校再編と部活動の地域展開の状況を見ながら検討する。

⑨ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- 予め必要な安全点検等を行った上で、特定の教師のみが対応するのではなく、職員の輪番制等による負担軽減を促進する。

⑩ 部活動

- 令和 13 年度までに、原則として休日の全ての部活動の地域展開をめざす。

八. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑪ 給食の時間における対応

- 特別活動として行う食に関する指導は、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- 給食時間における見守りについては、学級担任のみならず教職員等による組織的な体制を構築した上で実施する。

⑫ 児童生徒の指導及び学校運営に係る業務の効率化

- 校務支援システム、生成 AI の利活用、AI 型ドリルが一元化されたシステム等の活用によって、事務負担を軽減する。

⑬ 学校行事の準備・運営

- 慣例的な行事について、教育目標や実態に応じた精選や時間短縮を図る。

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の校内会議参加を奨励し、専門知見を活用した支援体制を構築する。
- 教育委員会において、関係機関(医療・福祉・警察等)と適切に連携を図る。

(2)学校における措置の推進

① 授業時数の適正化

- 標準授業時数を大幅に上回る(小 4 以上で年間 1086 単位時間以上など)場合は、指導体制に見合うよう見直す。

② 日課表の工夫

- 形骸化した活動の見直しや、放課後活動を勤務時間内へ設定する工夫を行う。

③ 留守番電話の設置

- 全校に留守番電話を設置する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

① 勤務間インターバル

- 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

② ストレスチェック

- 回答率 100%を目標とし、分析結果を職場環境改善に活用する。

③ 相談窓口の周知

- 県のメンタルヘルス相談事業(こころの健康相談等)を定期的に紹介する。

④ 休暇の取得促進

- 長期休業中に学校閉庁日を設定するとともに、連続した年次休暇を取得できるように促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

① 状況の公表

- 在校等時間の状況を毎年度 HP に公表し、総合教育会議において報告する。

② 達成状況の把握

- 出退勤管理システムやストレスチェック結果を用いて、目標の達成状況を確認する。

③ 個別指導・支援

- 長時間勤務が常態化している学校や、休憩時間の確保に課題がある学校に対し、聞き取りや個別指導を速やかに実施する。

④ 管理職研修の充実

- 本計画の周知とともに、管理職向けのマネジメント研修を強化する。各学校では管理職のリーダーシップのもと、改革を進める。

⑤ 地域・保護者の理解促進

- 首長部局と連携し、保護者や自治会等へ「業務の 3 分類」の内容を周知し、協力が得られるよう取り組む。